# 1 個人情報取扱事務の登録

各実施機関において、個人情報保護条例第6条の規定に基づき、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務の名称及び目的並びに取り扱う個人情報の対象者の範囲、記録項目及び収集 先等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の縦覧に供した。

(表1)個人情報取扱事務登録簿の登録件数

知     事     1,236       政策企画部     41       総務     部     66       担生活文化部     31       にぎわい創造部     20       部局面工労働部     195       別環境農林水産部     54       内都市整備部     113       住宅まちづくり部     174       出場局     4       契育委員会     3       人事委員会     3       公安委員会     3       労働委員会     3       収用委員会     3       水面漁場管理委員会     1       水面企業管     3       地方独立行政法人大阪府立大学     3	12	<i>,</i> , ,						., v,	ユ业氷  丁	
政策企画部       41         総       務       66         担       法       文化       31         生       活文化       部       20         健康       園       社       33         商       工労働       33         局       工労働       33         財務       市       基本       54         財務       市       基本       113         大       日       日       113         大       日       日       113         大       日       日       113         大       日       日       日       113         大       日       日       日       113         大       日       日       日       113         日       日       日       日       日         日       日       日       日       日         日       日       日       日       日         日       日       日       日       日         日       日       日       日       日         日       日       日       日       日         日       日       日       日       日			担	当	部	局	名			18年度(件)
総     務     部     66       担当     法     文     化     部     31       にぎわい創造部     20       部     健康福祉     部     533       局     工     労働     部     195       別     現場     財     113       財     日     日     日     日     113       財     日	知	]								1,236
担当       生 活 文 化 部 31         に ぎ わ い 創 造 部       20         部 健康 福 祉 部 533         局 商 工 労 働 部 195         別 環 境 農 林 水 産 部 54         内 都 市 整 備 部 113         財 田 安 備 部 113         財 田 安 所 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		政		策			囲		部	4 1
当       にぎわい創造部       20         部       健康福祉       533         局       工労働       部       195         別       環境農林水産部       54         内       都市整備部       113         住宅まちづくり       174         出場       期       月         数       百       4         契       月       会         数       百       4         契       月       会         財       五       日         財       五       日         財       日       日         財       日       日         財       日       日         財       日       日         財       日       日         財       日       日         日       日       日         日       日       日         日       日       日         日       日       日         日       日       日         日       日       日         日       日       日         日       日       日         日       日       日         日 <t< td=""><td></td><td>総</td><td></td><td></td><td>矜</td><td>Z J</td><td></td><td></td><td>部</td><td>6 6</td></t<>		総			矜	Z J			部	6 6
部局       健康福祉       部       533         局       工労働       部       195         別環境農林水産       部       113         水銀売       部       113         財産       日       日       日         日       日       日       日         日       日       日       日         日       日       日       日         日       日       日       日         日       日       日       日         日       日       日       日         日       日       日       日         日       日       日       日         日       日       日       日         日       日       日       日         日       日       日       日         日       日       日       日         日       日       日       日         日       日		生		活			化	I	部	3 1
同 商 工 労 働 部 195         別 環 境 農 林 水 産 部 54         内 都 市 整 備 部 113         武 住 宅 ま ち づ く り 部 174         出 納 局 4         契 約 局 5         教 育 委 員 会 138         選 挙 管 理 委 員 会 3         人 事 委 員 会 3         公 安 委 員 会 3         労 働 委 員 会 3         収 用 委 員 会 3         収 用 委 員 会 1         内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 1         水 道 企 業 管 理 者 4 1         警 察 本 部 長 2 1 1         地方独立行政法人大阪府立大学 3 5		に					創	造	部	2 0
同 商 工 労 働 部 195         別 環 境 農 林 水 産 部 54         内 都 市 整 備 部 113         武 住 宅 ま ち づ く り 部 174         出 納 局 4         契 約 局 5         教 育 委 員 会 138         選 挙 管 理 委 員 会 3         人 事 委 員 会 3         公 安 委 員 会 3         労 働 委 員 会 3         収 用 委 員 会 3         収 用 委 員 会 1         内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 1         水 道 企 業 管 理 者 4 1         警 察 本 部 長 2 1 1         地方独立行政法人大阪府立大学 3 5		健		康			祉		部	5 3 3
別 環 境 農 林 水 産 部     54       内 都 市 整 備 部 113       訳 住 宅 ま ち づ く り 部 174       出 納 局 4       契 約 局 5       教 育 委 員 会 138       選 挙 管 理 委 員 会 3       人 事 委 員 会 3       公 安 委 員 会 3       労 働 委 員 会 3       収 用 委 員 会 3       収 用 委 員 会 3       内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 1       水 道 企 業 管 理 者 41       警 察 本 部 長 211       地方独立行政法人大阪府立大学 35				エ	労	<u>د</u> ا	働		部	1 9 5
訳     住宅まちづくり部     174       出     納     局       契     約     局       数     育     委     員       数     育     委     員     会       選     挙     管     理     委     日       人     事     委     員     会     0       監     查     委     員     会     3       公     安     委     員     会     3       以     用     委     員     会     2       海区漁業調整委員会     1       水     直     企     業     管     理     4       警     察     本     部     2     1       地方独立行政法人大阪府立大学     3     5		環	境	農	材	; ;	水	産	部	5 4
訳     住宅まちづくり部     174       出     納     局       契     約     局       数     育     委     員       数     育     委     員     会       選     挙     管     理     委     日       人     事     委     員     会     の       監     査     委     員     会     の       公     安     委     員     会     3       以     用     委     員     会     2       海区漁業調整委員会     1       水面漁場管理委員会     1       水面漁場管理委員会     1       水道企業管理者     41       警察本     部     長       地方独立行政法人大阪府立大学     35		都		市	整	ζ	備	İ	部	1 1 3
出     納     局     4       契     約     局     5       教     育     委     員     会     138       選     挙     管     理     委     母       以     事     委     員     会     会       公     安     委     員     会     会       公     安     委     員     会     3       以     用     委     員     会     2       海区漁業調整委員会     1       内水面漁場管理委員会     1       水道企業管理者     41       警察本部長     211       地方独立行政法人大阪府立大学     35	訳		宅	ま	ち	ブ	<	IJ		
教育     委員     138       選挙管理委員会     3       人事     委員会     0       監查委員会     3       公安委員会     3       労働委員会     3       収用委員会     2       海区漁業調整委員会     1       内水面漁場管理委員会     1       水道企業管理者     41       警察本部長     211       地方独立行政法人大阪府立大学     35		出			糾	]			局	4
教育     委員     138       選挙管理委員会     3       人事     委員会     0       監查委員会     3       公安委員会     3       労働委員会     3       収用委員会     2       海区漁業調整委員会     1       内水面漁場管理委員会     1       水道企業管理者     41       警察本部長     211       地方独立行政法人大阪府立大学     35		契			然	]			局	5
人事委員会     0       監查委員     0       公安委員会     3       労働委員会     3       収用委員会     2       海区漁業調整委員会     1       内水面漁場管理委員会     1       水道企業管理者     41       警察本部長     211       地方独立行政法人大阪府立大学     35	教	ζ	育		委		員		会	1 3 8
人事委員会     0       監查委員     0       公安委員会     3       労働委員会     3       収用委員会     2       海区漁業調整委員会     1       内水面漁場管理委員会     1       水道企業管理者     41       警察本部長     211       地方独立行政法人大阪府立大学     35	選	当	É	管	理	委	1	員	会	3
公 安 委 員 会     3       労 働 委 員 会     3       収 用 委 員 会     2       海区漁業調整委員会     1       内水面漁場管理委員会     1       水 道 企 業 管 理 者     41       警 察 本 部 長     211       地方独立行政法人大阪府立大学     35	人		事		委		員		会	0
公 安 委 員 会     3       労 働 委 員 会     3       収 用 委 員 会     2       海区漁業調整委員会     1       内水面漁場管理委員会     1       水 道 企 業 管 理 者     41       警 察 本 部 長     211       地方独立行政法人大阪府立大学     35	盘	ì		査		委	i V		員	
内水面漁場管理委員会     1       水道企業管理者     41       警察本部長     211       地方独立行政法人大阪府立大学     35			安		委		員		会	3
内水面漁場管理委員会     1       水道企業管理者     41       警察本部長     211       地方独立行政法人大阪府立大学     35	労	4 J					員		会	3
内水面漁場管理委員会     1       水道企業管理者     41       警察本部長     211       地方独立行政法人大阪府立大学     35	ЦΣ	ζ	用		委		員		会	2
内水面漁場管理委員会     1       水道企業管理者     41       警察本部長     211       地方独立行政法人大阪府立大学     35	海	į X	漁	業	調	整	委	員	会	1
水 道 企 業 管 理 者     41       警 察 本 部 長     211       地方独立行政法人大阪府立大学     35			面	漁力	易管	1 理	2 委	員	会	1
警察     本部     長     211       地方独立行政法人大阪府立大学     35	水	(道			業	翟	Ì	理	者	4 1
地方独立行政法人大阪府立大学 35			察				部		長	2 1 1
	地	方独	立行	亍政:	法人	大		立メ		3 5
┃ 地方独立行政法人大阪府立病院機構 ┃ 9 0	地									9 0

#### 2 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への諮問

条例上、実施機関から個人情報保護審議会への諮問を要する個人情報の例外的取扱いについて、 平成18年度は、41件の諮問があり、すべて諮問を承認する旨の答申があった。

(表2)実施機関等における個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への諮問及び答申の状況

諮問事項	17年度	18年度	18年度	答申0	D内訳	19年度
四四字块	から繰越	諮問	答 申	承認	不承認	へ繰越
本人収集の原則の例外	0	5	5	5	0	0
(7条3項7号)		<u> </u>	,	)	ŭ	
センシティブ情報の収集禁止原則の	0	1	1	1	0	0
例外(7条5項)	U	l	'	•	O	U
目的外利用・提供禁止原則の例外	0	3 1	3 1	3 1	0	0
(8条1項9号)	U	3 1	J 1	J 1	U	U
オンライン結合による個人情報の外		4	4	4	•	
部提供禁止の例外(8条3項)	0	(1)	(1)	(1)	0	0
計	0	4 1	4 1	4 1	0	0
	0	(1)	(1)	(1)	U	U

<sup>(</sup>注)件数は、根拠条文ごとの延べ件数である。

カッコ内の数値は、条例第53条の2の規定に基づき住宅供給公社等が諮問した事案の件数(内数)である。

(参考)実施機関等から個人情報保護審議会へ諮問を要する事項

	諮問事項	根拠条文		
個人情報 の例外的 取扱い	本人収集の原則の例外	7条3項7号(53条の2、53 条の3第1項)		
	センシティブ情報の収集禁止原則の例外	7条5項(53条の2、53条の 3第1項)		
	目的外利用・提供禁止原則の例外	8条1項9号(53条の3第1項)		
	オンライン結合による個人情報の外部提供禁止の例外	8条3項(53条の2、53条の 3第1項)		
不服申立 て	行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定又は 裁決	35条(53条の3第1項)		
事業者に 対する措 置等	事業者に対する勧告	5 1条		
	事業者に係る事実の公表	5 2条		

(注)上記は、大阪府個人情報保護審議会諮問要領2により、実施機関等(実施機関、指定実施機関並びに大阪府住宅供給公社、大阪府土地開発公社及び大阪府道路公社)から審議会へ諮問を要するとされているものを掲記した。このほかにも、実施機関は、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、個人情報保護審議会へ諮問することができ(34条2項) また、知事は、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成するときは、個人情報保護審議会へ諮問しなければならないとされている。

#### 3 個人情報の開示請求

#### [請求件数]

個人情報の開示の請求件数は81件で、平成17年度に比べ約60%の増加となった。これは、平成18年4月1日から公安委員会及び警察本部長が実施機関となったことにより、警察本部長への開示請求件数が新たに加算されることとなったことによるものである。

なお、81件の請求のうち、本人からの請求は70件、法定代理人からの請求は11件であった。 これらの請求に対し、実施機関が86件の決定を行った(1件の請求において複数の個人情報の開 示が請求されている場合は、複数の決定が行われることがある。)。その内訳は次表のとおりである。

(表3)個人情報開示請求及び決定の件数

	VΔ		18年度	(件)	17年度(件)
	区分		知事等	警察本部長	
個人	情報開示請求の件数	8 1	5 1	3 0	5 1
実施	機関の決定の件数	8 6	5 6	3 0	5 4
	全部開示	3 3	3 0	3	3 3
	部分開示	3 3	1 2	2 1	8
	非開示	0	0	0	0
	不存在による非開示		1 3	3	1 3
内	適用除外による非開示 (第46条)	1	0	1	0
訳	要件不備による非開示(第17条第1項、第2項)		0	0	0
	開示請求拒否(存否応答拒否)(第16条)	2	0	2	0
	却下(第12条第2項ただし書)	1	1	0	0

## [ 実施機関別開示請求件数 ]

実施機関別・担当部局別では、警察本部(30件)に対する開示請求が最も多く、次いで、健康福祉部(25件)教育委員会(15件)の順である。

(表4)実施機関別・担当部局別の開示請求件数

		担	当	部	局	名			18年度(件)
矢								事	3 6
	政		策	企	:	画		部	1
	総			敄	i i			部	6
担	生		活	文	•	化		部	0
当	に	ぎ				割	造	部	0
部	健		康	褔		祉		部	2 5
局	商		I	労	1	働		部	3
別	環	境	農	林	7	<u>K</u>	産	部	
内	都		市	整		備		部	1
訳	住	宅	ま	ち	ブ	<	IJ	部	0
	出			納	]			局	0
	契			約	]			局	0
孝		育		委		員		<u>숙</u>	1 5
逞	里	挙	管	理	委		員	会	0
人		事		委		員		会員	1
臣			查		委			員	0
2	\ \	安		委		員		<u> </u>	0
ቻ		働		委		員		会	0
ЦŢ	<u>Σ</u>	用		委		員		会	0
淮	事 区	渔	業	調	整	委	員	会	0
ᅔ	小	面	漁力	易管	理	委	員	会	0
기	K	道	企	業	管		理	者	0
警		察		本		部		長	3 0
坩								0	
爿	地方独立行政法人大阪府立病院機構 0								

(注)知事に対する請求で複数の担当部局にまたがるものは各担当部局に計上している。

#### 「非開示規定の適用状況]

部分開示決定、非開示決定、開示請求拒否決定を合わせた35件のうち、14件において第三者の個人情報の規定、1件において法人等情報の規定、17件において事務執行支障情報の規定、11件において評価等情報の規定、23件において公共安全支障情報の規定が適用されている。

(表5)非開示規定の適用状況

	+ B = H +		18年度	×		
区分		非開示理由	(件)	適 用 率		
	法人	、等情報(14条1項1号、2項1号)	1	2.9		
	意思	思形成支障情報(14条1項2号、2項1号)	0	0		
	事系	条執行支障情報(14条1項3号、2項1号)	1 7	48.6		
開示しない	評值	1 1	31.4			
ことができ	公共	<b>共安全支障情報</b>	2 3	65.7		
る情報	内	公共安全支障情報(14条1項5号)	0	0		
	訳	公共安全支障情報(14条2項2号)	4	11.4		
	ΠΛ	公共安全支障情報(14条2項3号)	2 3	65.7		
	本ノ	【安全支障情報(14条1項6号)	0	0		
	未反	<sup>1</sup>	0	0		
開示して	第三	三者の個人情報(13条1号)	1 4	40.0		
はならな	法令	<b>冷秘情報(13条2号)</b>	0	0		
い情報	法定受託事務情報(13条3号) 0					
決定件	決定件数(部分開示+非開示+開示請求拒否の件数) 35 1					

<sup>(</sup>注)公共安全支障情報については、14条1項5号が、公安委員会及び警察本部長を除く実施機関に、14条2項 2号及び3号が、公安委員会及び警察本部長に、適用される(14条2項2号と3号が同時に適用される場合は 内訳では両方に計上しているが、公共安全支障情報全体では1件と数えている。)。

## [決定期間の状況]

86件の決定件数のうち、条例第19条第2項に基づく決定期間の延長が行われたものは、1件、条例第19条の2第1項に基づく決定期間の特例が適用されたものは、0件であった。

なお、決定期間の延長が行われた1件は、開示請求に係る個人情報に情報が記録されている第三者 に意見書提出の機会を付与したものである。

(表6)決定期間の状況

X	分	18年度(件)
公開請求件数		8 6
本則どおり(15日以内	1)	8 5
決定期間の延長を行った	:件数(30日以内)	1
決定期間の特例を適用し	た件数(30日超)	0

<sup>(</sup>注)決定期間の末日が、大阪府の休日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は 12 月 29 日から1月3日までの日)に当たる場合は、その翌日に決定を行っている場合がある。

4 個人情報の訂正請求及び利用停止請求 個人情報の訂正の請求件数は1件である。 これに対し実施機関(知事)は、非訂正の決定を行った。

## (表7)個人情報訂正請求の件数

	X	分	18年度(件)
個人情報	1		
実施機関	1		
内訳	非訂正		1

#### (表8)決定期間の状況

X	分	18年度(件)
訂正請求件数		1
本則どおり(30日以	内)	1
決定期間の延長を行っ	た件数(60日以内)	0
決定期間の特例を適用	した件数(60日超)	0

なお、個人情報の利用停止請求は0件であった。

### 5 指定管理者の取り扱う個人情報に係る開示請求等

指定管理者による地方自治法第244条第1項に規定する「公の施設」の管理に係る個人情報についても、当該指定管理者の管理に係る公の施設を所管する実施機関(指定実施機関)に対して、開示等を請求できることとされているが、平成18年度の請求件数は、開示、訂正、利用停止とも0件であった。

#### 6 非開示決定等に対する不服申立て

個人情報開示請求等に対する実施機関の決定について、平成18年度は10件の不服申立てがあった。

不服申立ては、個人情報審議会に諮問し、その答申を尊重して再決定等の処理を行うこととなっており、平成17年度から繰り越した2件を含めた平成18年度の処理状況は以下のとおりである。

## (表9)不服申立ての処理状況

(件)

	係属事案	取下げ		処	理件	数		19年度
区分	計	件数	計	認容	一部 認容	棄却	却下	へ 繰 越 件 数
17年度から繰越事案	2	0	2	0	0	2	0	0
開示請求関係	1		1			1		
利用停止請求関係	1		1			1		
18年度申立て事案	1 0	2	3	0	1	2	0	5
開示請求関係	9	2	3		1	2		4
訂正請求関係	1	0	0		0	0		1
計	1 2	2	5	0	1	4	0	5
開示請求関係	1 0	2	4		1	3		4
訂正請求関係	1	0	0		0	0		0
利用停止請求関係	1	0	1		0	1		1

## 7 簡易開示

条例第22条第1項では、個人情報の開示に当たり、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものについて、請求者の負担等を考慮し、口頭による即時開示、いわゆる簡易開示制度を認めている。

口頭により開示請求ができる個人情報は、次のとおりである。

# (表10)口頭により開示請求ができる個人情報

(平成18年4月1日現在)

口売に 1.28日二年ポナベミー	L-4"	ロボルトは用一年ポナ	
口頭により開示請求を行うこ 個人情報の項目		口頭により開示請求を 行うことができる期間	口頭により開示 請求を行うこと
試験等の名称	開示する内容		ができる場所
行政書士試験	短答式試験及び論述試験 の得点	合格発表の日から 5 年間 随時	市町村課
准看護師試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	医務·福祉指導室 医療対策課
歯科技工士試験	総合得点、科目別得点、 100 点換算の得点	合格発表の日の翌日から 1月間	地域保健福祉室 健康づくり感染 症課
薬種商販売業認定試験	総合得点、科目別得点、 合格点	合格発表の日から 1 週間	薬務課
毒物劇物取扱者試験	総合得点、科目別得点、 合格点	合格発表の日から2週間	薬務課
調理師試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	食の安全推進課
製菓衛生師試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	食の安全推進課
クリーニング師試験	科目別得点、合格点	合格発表の日から 1 月間	環境衛生課
採石業務管理者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	商工振興室経営 支援課
砂利採取業務主任者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から 1 月間	商工振興室経営 支援課
家畜人工授精師養成講習会 修了試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から2月間	動物愛護畜産課
狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の 得点、適性試験の適否	合格発表の日から 1 月間	動物愛護畜産課
食とみどりの総合技術セン ター農業大学校入学試験	総合得点、科目別得点、 総合順位	合格発表の日から3月31 日まで	府立食とみどり の総合技術セン ター
技能検定	総合得点、科目別得点	合格発表の日から 1 月間	雇用推進室能力 開発課
職業訓練指導員試験	総合得点	合格発表の日から 1 月間	雇用推進室能力 開発課
大阪府立高等学校及び大阪府立工業高等専門学校入学者選抜 ・一般入学者選抜全日制の課程・一般入学者選抜定時制の課程・全日制の課程専門学科第一次入学者選抜 ・全日制の課程総合学科入学者選抜 ・海外から帰国した生徒の入学者選抜 ・中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜 ・全日制の課程補充入学者選抜	・学力検査の科目別得点 ・「総合学科入学者選抜」及び 「一般入学者選抜全日制の課程」普通科(単位制高等学校)における小論文の得点・「英語科及び国際教養科における海外から帰国した生徒の入学者選抜」並びに「中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜」における作文の得点・調査書中の各教科の評定(提出されている者のみ)	4月1日から同月14日 まで	当該入学者選抜を実施したというでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
大阪府立高等支援学校入学 者選抜	適性検査の得点、調査書中 の各教科の評定	4月1日から同月7日まで	当該府立高等支 援学校

# 平成18年度の簡易開示の状況は以下のとおりである。

# (表11)簡易開示の状況

試験等の名称	18年度(件)
歯科技工士試験	1 6
薬種商販売業認定試験	2 6
毒物劇物取扱者試験	1 2 0
調理師試験	6 5 0
製菓衛生師試験	7 7
大阪府立高等学校及び大阪府立工業高等専門学校 入学者選抜	21,311
大阪府立高等支援学校入学者選抜	1
計	22,201